

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.1 調査の方法と対象

2. アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.1. 調査の方法と対象

(1) 方法

1の目的は、本調査項目（アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査）のもとで、以下のように具体化される。

- ・アジア諸国における化学物質管理制度を支援する。
- ・アジア諸国の法制度を CHRIP に取り込むことを検討する。

そのために、まずファクトとして、各国の法体系を把握して、日本と比較する。次に分析として、各国の制度について、国際整合性等からみた今後の方向性や、日本の協力の可能性を探る。

具体的には以下のとおりである。

・各国の法体系の把握と日本との比較：

まず、各国の化学物質管理の諸分野（化学物質一般、特定用途、排出規制）を担っている法令を明らかにし、日本と比較する（図表 2-1 参照）。なお、比較する法令の箇所は、化学物質管理に係る規定である。例えば、日本の建築基準法の場合、比較対象とする箇所は、耐震基準等ではなく、建材からの化学物質放出に関する規定である（図表 2-1 の備考欄参照）。

図表 2-1 化学物質管理の諸分野

分野	日本の該当法令	備考
化学物質 一般	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）	
	労働安全衛生 労働安全衛生法（労安法）	比較するのは、雇用や労働条件等ではなく、化学物質の管理（暴露限界濃度等）に関する規定である。
特定用途	毒物及び劇物取締法（毒劇法）	
	危険物等 消防法	比較するのは、消火剤等ではなく、危険物の管理に関する規定である。
	消費者製品 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律	
	食品添加物 食品衛生法	
	建材 建築基準法	比較するのは、耐震基準等ではなく、建材からの化学物質放出に関する規定である。
排出規制	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進	

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.1 調査の方法と対象

分野	日本の該当法令	備考
	に関する法律（化管法）、大気汚染防止法（大防法）、水質汚濁防止法（水濁法）、土壤汚染対策法（土対法）等	

これら各法令について、以下の項目を整理する。

- ・ 所管官庁
- ・ 規制基準（物質リストとその選定基準）
- ・ 規制内容
- ・ 運用（組織、人員、予算）
- ・ 成果、課題等
- ・ 市民との係り

・ 国際整合性からみた制度の今後の方向性、日本の協力の可能性の分析：

我が国の化審法が国際的整合性を目指しながら、概念が進化してきたこと（ハザード管理からリスク管理へ）を踏まえ、これらの経験を支援に活かせるよう、各国の制度を分析することとする。

分析にあたっての問題意識と方針は、以下のとおりとする。

< 問題意識 >

我が国を含む世界の化学物質管理の概念は、ハザード管理からリスク管理への移行も含め、図表 2-2 のように発展している。

すなわち、管理する有害性については、急性毒性だけではなく、慢性毒性へと広がっている。さらに、最近では、内分泌攪乱性やシックハウス症候群のような新たな懸念にも、取組みがなされている。

また、管理する化学物質の範囲も、広がっている。すなわち、かつては、有害性が明らかとなった化学物質に対する規制はあったが、新しい一般的工業用化学物質³が社会で使われるのに先立ち、安全性を確認するという制度がなかった。しかしながら、日本の化審法によって世界で始めて、新規化学物質の事前審査が導入されることとなった。この制度は、それまでの環境規制が出口規制（化学物質が環境中に排出される段階での規制）であったのに対し、入口規制（化学物質が社会に使われ始める段階での規制）と呼ばれるものであった。当時は極めて画期的なものであり、欧米等にも広がることとなった。各国では同時に、既に流通していた化学物質をリスト化し（既存化学物質リスト）、その有害性情報を収集してきた。しかし、有害性試験は期間・費用がかかることから、その加速化が課

³ 医薬品、農薬、食品添加物のような特定用途ではなく、一般的な工業用途の化学物質を指す。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.1 調査の方法と対象

題となっている。このため、有害性の判明を必ずしも待たずに、製造されたり使用されたりしている量にも同時に注意して、管理していく必要性が高まっている。

これは、ハザード管理からリスク管理へと、より重点を移していくことである。また、有害性が判明したり問題が起こったりしてからの事後的な対応ではなく、予防的な対応をしていくことでもある。これらのためには、管理の方法として、規制だけでなく、情報伝達（GHS や SDS 等）や事業者による自主管理も併用して、様々な手段で管理していくことが必要である。

以上をまとめると、世界の化学物質管理は、「有害性の unknown なものも含め、社会において製造・使用されている幅広い化学物質について、量を見ながら管理していく」という方向に向かっている。これは、WSSD⁴の目標である「2020年に化学物質の影響を最小化する」に向かっているということでもある。

しなしながら実際には、それだけ幅広い多種類の化学物質について管理していくことは、容易ではない。そこで、今、世界的には、次の二つの方法が提示されている。

- 日本の化審法型管理（製造量等の情報を定期的に収集、リスクで絞り込んでいく）
- 欧州の REACH 型管理（登録させて有害性情報を収集する）⁵

前者は、国民のリスクを防ぎながら、社会全体としてのコスト（企業や行政）を抑えていくための方法であると考えられる。

今、アジア諸国は、化学物質管理の体制を敷き始めたところである。しかしながら、国際経済に統合され、図表 2-2 のように世界的に化学物質管理が発展する中で、急速な対応を迫られているところである。そこでは、各国国民のリスクを防ぎながら、社会全体としてのコストを抑えていく必要がある。そのために日本の支援が求められるところである。

<方針>

以上を踏まえ、本調査では、各国の制度を次の観点から分析することとする。

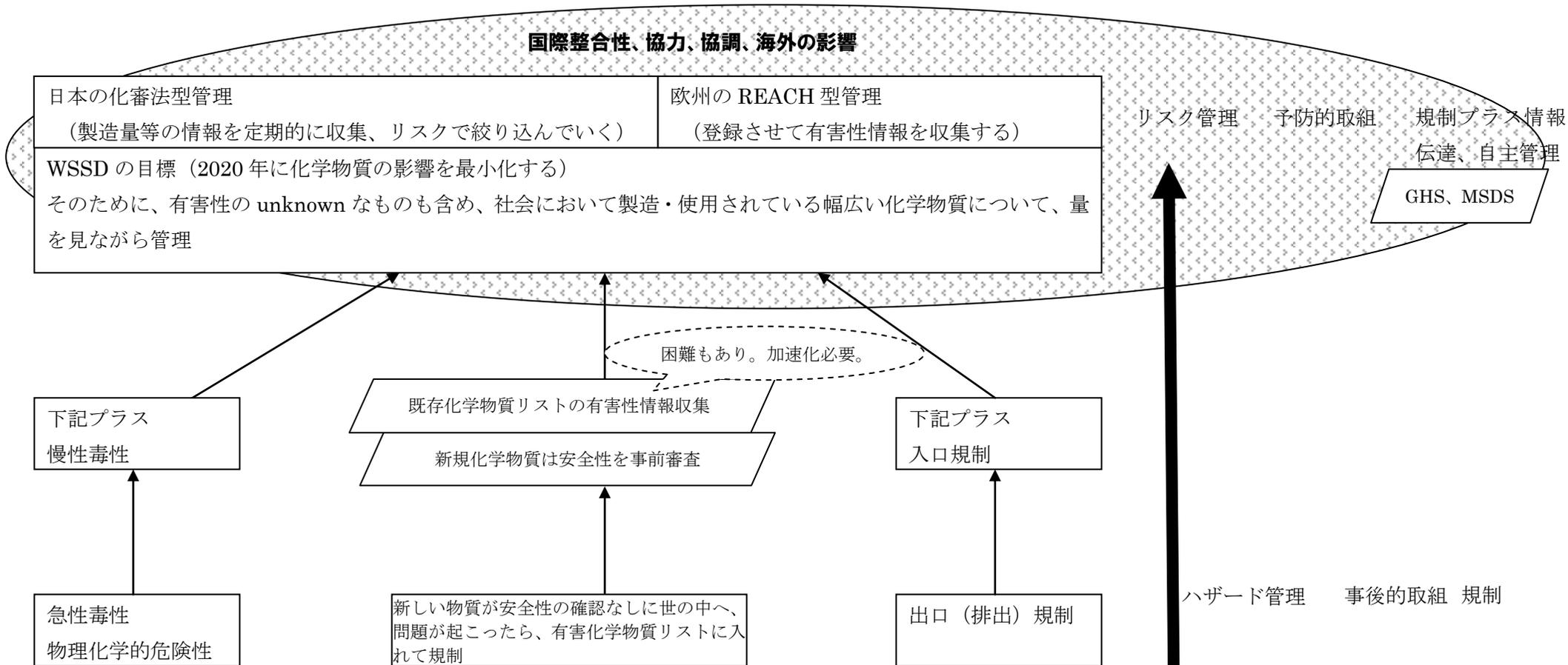
- 図表 2-2 のような発展の中で、どこに位置づけられ、どの方向に向かっているかについて、国際整合性のキーワード（「WSSD の目標への対応」「ハザード管理」「リスク管理」「新規化学物質の事前審査」「既存化学物質リスト」「GHS、SDS」等）に着目して、分析する。
- 「海外の影響」をどれだけ受けているかについても、分析する。例えば、国際条約、OECD 等の活動、日米欧等の制度の影響である。

⁴ WSSD : World Summit on Sustainable Development、持続可能な開発に関する世界サミット

⁵ REACH には、量の情報を定期的に集める仕組みは無い（製造・輸入量のバンド (1t, 10t, 100t, 1000t) が変わったときには登録内容の変更等が求められる）。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

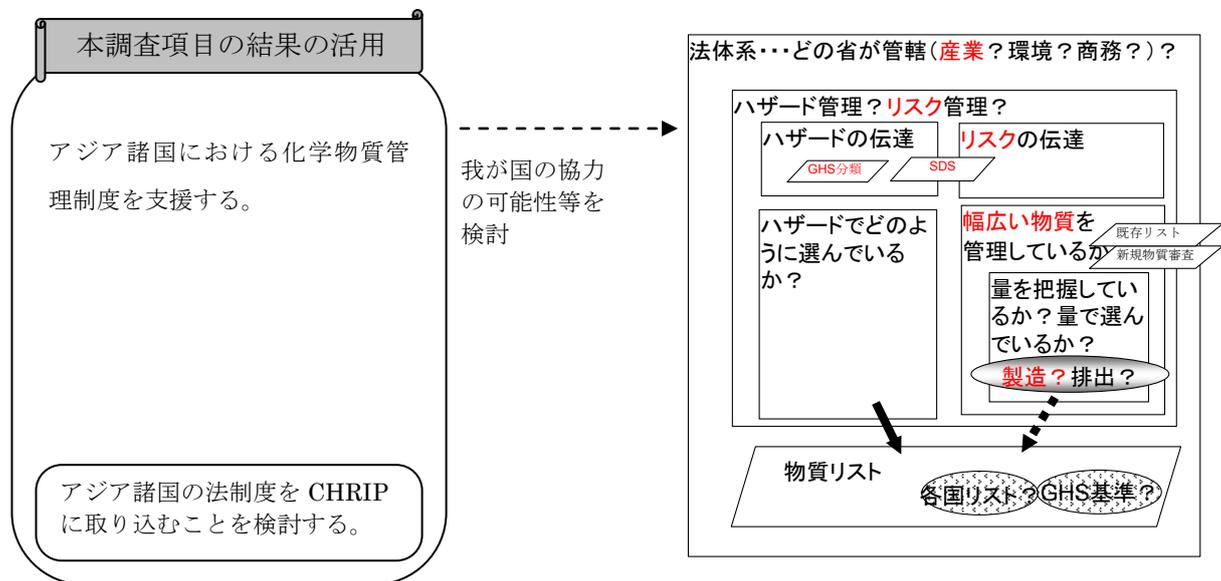
2.1 調査の方法と対象



図表 2-2 化学物質管理の世界的な発展の概念図 (みずほ情報総研作成)

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査
2.1 調査の方法と対象

以上の調査の全体像は、図表 2-3 のとおりである。



図表 2-3 調査の全体像

なお、調査の過程では、NITE 化学物質管理センターの今後のコンタクト先を開拓するとともに、情報源を明確化することに留意することとする。

2 アジア諸国における化学物質管理制度の現状に関する調査

2.1 調査の方法と対象

(2) 対象

主な対象国として、東南アジア、東アジア、インドのうち、貿易輸出入額の大きい11カ国、すなわち、中国、韓国、台湾、香港⁶、タイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、フィリピン、ベトナム、インド、及び近年化学物質管理を推進しているカンボジアの全12カ国とする。さらに、ラオス、ミャンマー、モンゴルについても、状況を調べることとする（図表 2-4 参照）。

以上より、調査対象国は全15カ国とする。うち、インドネシア、ベトナム、インドについては現地ヒアリング調査と在日出先機関ヒアリング調査を行う。

図表 2-4 調査対象国（網掛けは現地ヒアリング調査の対象国）

地域	対象国（順不同）
東南アジア	インドネシア
	シンガポール
	タイ
	ベトナム
	フィリピン
	マレーシア
	カンボジア
	ラオス
	ミャンマー
	東アジア
中国	
台湾	
香港	
モンゴル	
南アジア	インド

⁶ 香港は中華人民共和国香港と区別行政区であって、「国」ではないが、独立した制度を持っているため、ここでは1つの調査対象として数えることとする。